

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に  
基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一

#### 部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（教育、保育等の提供）

第一条の二 法第三条第一項に規定する施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。

- 一 当該施設が幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍する子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

- 二 当該施設が保育所等（法第二条第四項に規定する施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業（法第二条第六項に規定する事業をいう。以下同じ。）のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者（児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第三条第三項に規定する幼保連携施設が行う教育、保育等の提供は、次に定めるとおりとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第二条第一項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。）」及び「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第三条第二項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第五項中「法第二条第六項に規定する」を削る。

第七条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第十条中「法第二条第六項に規定する」を削る。

第十一条に次の一号を加える。

十二 認定こども園の施設の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を表示していること。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。